

令和 8 年度桐生高等技能専門校事業計画書

1 事業の名称 認定職業訓練

2 開始年月日 令和 8 年 4 月 1 4 日

3 終了年月日 令和 9 年 3 月 3 1 日

4 事業の概要

企業の発展を目的として、職業人として有意な技能者の養成と、その社会的経済的地位の向上を図るため、認定職業訓練を実施する。

普通訓練の木造建築科については、これに係る高度な知識及び技能の習得訓練を桐生市職業訓練センター及び各事業所で実施し、建築大工 2 級技能士の資格取得をめざす。

専修訓練の建築製図科については、これに係る知識及び技能の習得訓練を桐生市職業訓練センター及び各事業所で実施し、木造建築の平面・立面図の書き方の技能習得をめざす。

5 補助金を必要とする理由

令和 8 年度桐生高等技能専門校の予算は、別紙収支予算のとおり、総額 6, 6 6 5 千円を計上し、この収入のうち約 3 6 % が協会会費・訓練生月謝等、残り約 6 4 % が公費を含めた補助金・助成金となっている。

訓練生の減少による協会会費及び訓練生月謝収入が減少しており、これを補う桐生市事業内職業訓練事業（職業訓練事業補助金）は、貴重な運営財源であり、本年度も補助金の交付をお願いします。

科 名	訓 練 人 員
木 造 建 築 科 （ 普 通 課 程 3 年 制 ）	2 人（1 年生 1 人、2 年生 1 人、3 年生 0 人）
建 築 製 図 科（専修訓練課程 1 年制）	3 人
合 計	5 人

6 実施の方法

(1) 木造建築科 1 年

建築施工系の実技基礎として、差し矩の使い方及び墨差しの仕方、大工道具の知識、仕口及び継手等を学び、学科では構造材・造作材の知識及び木材調達の仕方、勾配の知識、軸組みなどの知識を学習。

(2) 木造建築科 2 年

建築施工系の実技応用として、四方転びや六角隅の制作により、各種継手等 1 年の学習を総合し、規矩術（差し矩を用いた伝統技術）を学び、学科では、建築概論及び建築設備の基礎知識、測量、構造力学、安全衛生の知識等を学習。

(3) 木造建築科 3 年

建築施工系の実技応用 2 として、規矩術の応用を学び、回り階段等の制作を通し、その技術を高め、学科では、発展的木造建築施工法及び仕様積算の仕方等を学習。

(4) 建築製図科 1 年

建築製図系基礎として、構造・設備・施工法の製図的基礎や、設計図・設計図書の見方・読み方を学び、木造住宅の 1/100 平面図の作成を学習。

また、一般施工管理の工程・原価・安全・品質について学習。

(5) 事業所における訓練

事業所における養成訓練は、実技を主体に職業訓練指導員の指導のもとに 1 日 6 時間を標準に分散訓練を実施。

(6) 短 期 訓 練 実施なし